

サポート資源提供システム パソコン提供事業内規（選定基準等）

2001/10/03 作成

2002/06/24 改定

2005/09/01 改定

特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター

民間の立場で社会的・公益的な活動を展開するNPO・市民活動団体・ボランティア団体等の情報化を促進し、活動の更なる展開を支援することを目的に、サポート資源提供システムでは、（社）宮城県情報サービス産業協会を提携して、中古パソコンの提供事業を行う。

パソコンの提供先については、団体指定で提供する方式と、一般公募を経て提供する方式の2通りを設定する。後者の一般公募を行った際の提供先選定基準について、以下に定める。ただし、公募毎に別途基準を定めた場合は、その基準に従うものとする。

< 選定基準 >

NPO情報ライブラリーに登録済みの団体を対象とする。パソコン提供の申請を行ったにもかかわらず、NPO情報ライブラリーへの登録がない団体については、資源提供を行わない。提供に複数のコースがある場合には、以下の選考はコースごとに行う。

NPO情報ライブラリーへの情報登録状況に応じて、以下の(i)～(iv)の順位をつける。

(i) 情報提供度 ニュースレター・チラシなどが定期的に提供されている。

(ii) 情報提供度 ニュースレター・チラシなどが遅れて提供されている。

（新規登録団体は、(ii)とみなす）

(iii) 情報提供度 年1回の更新のみ。事業報告書などの書類は揃っている。

(iv) 情報提供度× 団体の事務局体制などの問題で、揃っていない書類がある

公募の際、説明会を開催した場合には、説明会に参加した団体に優先的に提供する。

パソコンの用途によって、提供の優先順位は以下の通りとする。

(1) 事務局用パソコンとしての使用。

(2) 団体の事業遂行（パソコン教室等）に使用。

(3) 会員・メンバーに提供し、団体内の情報化を促進するために使用。

(4) その他

「パソコン教室で使用」という申し込みのケースについては、教室の内容を検討する。一般市民向けの教室より、団体の活動対象である特定の層向けの教室（例）障害者の自立支援、リハビリ）での使用を優先する。

各団体の申請内容について検討し、明らかに過剰提供となる場合は、提供数を調整する。

上記～の条件を適用しても、なお選定の必要がある場合は、以下の基準を適用する。

(A) これまでパソコンを提供したことがない団体を優先する。

(B) それでも選定の必要がある場合には、先着順または抽選で提供先を決定する。

事務局の新規開設（引越し）や新規事業の展開など特別の事情がある場合には、申請内容を勘案し、柔軟な対応を取ることがある。

（以上）